

添田町行政不服審査会答申内容の公表

添田町行政不服審査会に諮問された事案に対する答申の内容を公表します。

令和2年度答申第1号

件名	差押処分についての審査請求
審査請求日	令和2年7月21日（補正完了：令和2年8月21日）
審査関係人の主張の要旨	審査請求人 処分庁が行った令和2年〇月〇日付差押処分（以下「本件処分」という。）について不服があるため、その取り消しを求めている。
	処分庁 法に基づいた滞納処分を行ったものであるため、本件処分の棄却の裁決を求めている。
審査会調査審議の経緯	令和3年2月1日付で審査庁から行政不服審査法に基づく諮問を受け、令和3年2月17日及び令和3年3月24日に審査会を開催し、調査審議を行った。
審査会の判断及び結論	<p>審理員意見書の要旨は、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきであるとの意見である。</p> <p>本件審査請求について、審理員による適正な審理手続が行われたと認められ、本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点は窺われない。</p> <p>処分庁が行った本件処分については、審査請求人が固定資産税を滞納しているという事実は明確で、固定資産税の納期限を過ぎ督促してもなお納付がなかったことから、法に基づいた処分を実施したものであり、法令の解釈も適正になされており、何ら違法又は不当な点は認められない。本件処分の手続きに瑕疵は認められない。</p> <p>以上のことから、審査庁は、審理員意見書で示されたとおり原処分には違法ないし不当な点はなく棄却の裁決が相当と判断している。</p> <p>調査審議の結果、審査会の結論としては、審査庁の本件処分に対する審査請求については、棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。</p>